

令和5年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,488,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ676,045,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和5年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		137,717,993	882,301	138,600,294
	2 国庫補助金	37,058,016	882,301	37,940,317
19 県支出金		35,247,574	1,262	35,248,836
	2 県補助金	7,367,849	1,262	7,369,111
22 繰入金		19,811,366	50,242	19,861,608
	1 基金繰入金	19,811,366	50,242	19,861,608
25 市債		76,024,100	554,800	76,578,900
	1 市債	76,024,100	554,800	76,578,900
歳入合計		674,557,146	1,488,605	676,045,751

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		59,817,499	266,889	60,084,388
	2 企画費	8,077,483	266,889	8,344,372
3 民生費		244,040,567	140,594	244,181,161
	4 児童福祉費	104,701,897	140,594	104,842,491
4 衛生費		71,768,026	442,498	72,210,524
	2 清掃費	26,952,964	308,969	27,261,933
	3 環境対策費	1,508,005	133,529	1,641,534
6 農林水産業費		2,824,405	13,617	2,838,022
	1 農業費	2,670,414	13,617	2,684,031
7 商工費		39,269,684	304,707	39,574,391
	1 商工費	39,269,684	304,707	39,574,391
8 土木費		76,357,483	320,000	76,677,483
	2 道路橋りょう費	23,032,373	320,000	23,352,373
12 公債費		54,741,706	300	54,742,006
	1 公債費	54,741,706	300	54,742,006
歳出合計		674,557,146	1,488,605	676,045,751

第2表

継 続 費 補 正

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
8 土木費	2 道 橋 路 橋 り よ う 費	一般国道122号 蓮田岩槻バイパス 整 備 事 業	3,115,000	3	450,000	3,435,000	3	450,000
				4	1,465,000		4	1,465,000
				5	1,000,000		5	1,320,000
				6	200,000		6	200,000

第3表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	4 児童福祉費	子育て世帯への特別給付金給付事業	16,940

第4表

債務負担行為補正

追 加		(単位 千円)	
事 項	期 間	限 度 額	
サーマルエネルギーセンター整備事業 (DBO事業) (追加分)	令和6年度から 令和8年度まで	915,331	
令和5年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	令和5年度から 令和15年度まで	共同発行する地方債証券の総額から さいたま市負担分を除いた 元金109,000,000千円及び これに対する利子相当額	

第5表

地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
清掃施設 整備事業	5,664,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期間を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借換え することができる。	5,899,600	普通貸借 又は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)	(補正前 に同じ。)	
道路新設 改良事業	6,863,600				7,183,600			